

笹子氏 才一、日給昇給がありまうか御業知の通り一般の不況氣があらう會社に於て二分の経営を施さなければならぬと言ふ秋が来るが、才一、田舎に於て其の工場は此の工場に比し日給もよいが、才一、其の工場は其の給問題の不合理的であると言ふ事は労働代表者も能く認め居るが、才一、か。

解雇手当規定の増額がありまうか前の工場長がやめる時、此の規定より沢山出て居ります、如此規定は一年二十日分とありまうか其れは最底額だから其れ以上は幾何にも宜い筈だ、才一、此度は前の額を要求して来るが、才一、下す、私か来た時一度其の額を支給したから其時、此後は出さぬと言ふ事を詰りて置いたが、才一、又持出したから、才一、

自己退職手当の規定を加へて居るが其れは工場規定額の三分二大貫といふと言ふ事であつて自分では都合の宜い事である會社の解雇手当の意味は其の人が解雇されるから氣の毒がある為に出す権利があるものではないか、才一、

居るから、才一、野々方としても國家の重大問題として考へて貰ふたいが、才一、改心すれば使ひやう併し其れも吾々ばかり職長、係員が宜いと認めたい事ではないか、才一、

有志 百拾六人の解雇者は何日頃より使用して居るが、才一、

笹子氏 根本問題から解決せねば後継は無いが、係々の人は調べて見て貰ふて居るが、才一、ある、各分の同使用する款を行かぬ、才一、

有志 職工規程は日本全國同じですか、才一、

山崎氏 工場法を土台として、他は各會社に依り多少は相違して居ります、才一、

有志 解雇手当は法律で決められて居りますか、才一、

山崎氏 解雇手当は法律で決まらぬが、才一、職工は温情的な典へるの下す解雇手当は外国等には何ら無いが、才一、解雇手当等は、才一、の件にて、如何時も多いが、才一、やめてしまつたらと思ひます、才一、

有志 職工の要求層の内容は甚麼のことですか、才一、